

動物愛護の＜起源＞

——明治三〇年代における苦痛への配慮と動物愛護運動——

近 森 高 明

はじめに

近代日本における動物愛護運動の歴史を書くとするば、明治32年はその年譜の最初に記されるべき年である。その年の『太陽』8月号に、宗教学者の廣井辰太郎による「誰か牛馬の為に涙を濺ぐものぞ」が、また『中央公論』12月号には同「動物保護論」が掲載され、それをきっかけに動物愛護の声が各方面から高まってきたのだ。その結果、2年後の明治34年には農相が牛馬虐待取締の訓令を発令し、それに応じて各地で取締規則が制定されるようになった。ついで翌35年には動物虐待防止会が組織され（のちに動物愛護会と改称）、当会はそれ以降の動物愛護運動の中心的存在として幅広い活動をくりひろげてゆく。

ところで、明治32年はまた、日本における人権思想の歴史にとっても記憶されるべき重要な年だといえる。その年に、明治期における貧民研究の代表的な著作である横山源之助『日本之下層社会』が刊行されたからである。

動物愛護問題と貧民問題という二つの社会問題をこのように並べることは、不謹慎であり、悪趣味であると思われるかもしれない。後者の方が常識からいって圧倒的に重大であり、深刻な問題だからである。しかしながら二つの問題のあいだには、年代が偶然に一致しているという以上のものがあると思われる。それは広くとらえるなら、「他者の苦痛への配慮」と呼ぶことのできる新しいまなざしの誕生という社会的な文脈において位置づけることができる。実際のところ、明治30年代は、貧民や工場労働者のおかれている悲惨な状況がジャーナリズムで報じられ、社会的な関心が急速に高まっていく時期なのである。

しかしこのようにとらえてみたところで、この時期における動物愛護の要求の出現はいかにも唐突であるようにみえる。なぜ急に動物は、保護すべき対象とみなされるようになったのだろうか。普通に考えれば、まず最初に貧民や工場労働者など、劣悪な生活条件のもとで苦しんでいる人びとに対して救済の必要が叫ばれ、その結果として一定の改善が認められたうえで、はじめて動物にも配慮が向けられる、という過程が順当ではないだろう

か。ところが実際には、事態はほぼ同時に生じているのだ。この同時性はしかしながら、動物愛護運動の出現の理解を困難にする障害ではなく、むしろ、その理解を助けてくれる重要な鍵なのである。

動物愛護という新しい「問題」の発生を説明してくれるもうひとつの鍵がある。それは、動物愛護運動をになっていた階級である。動物虐待防止会の会員の大多数を占めていたのは、名士や学者、教育家や政治家など、上・中流階級の人びとであった。動物愛護という「問題」の出現は、一方において、貧民問題や工場労働者問題といった「他者の苦痛への配慮」という新しいまなざしの誕生という同時性のうちでとらえることにより、また他方において、その運動をになっていた人びとの階級に注目することにより、はじめて十全に理解することができるのである。

1 動物虐待の問題化

1-1 動物愛護前史

近年の動物愛護運動で保護の対象とされているのは、ペット動物としての犬や猫、また実験動物などであるが、明治期に問題とされたのは、とりわけ乗合馬車や荷物運搬に利用される馬に対する虐待であった。実のところ、馬車が街頭に登場する明治初年から、馭者たちによる馬の残酷な取り扱いはいしばしば問題視されていたのである。明治30年代における動物愛護運動の本格的な立ち上がりにいたるまでの、そうした潜在的な問題の進行過程は、動物愛護前史と呼ぶことができるだろう。

明治2(1869)年に成駒屋が横浜・築地間の営業を開始してから、二年後の明治4(1871)年には、東京府はその他の路線にも乗合馬車の乗り入れを許可することになった。市内の乗合馬車はその後急速に増加し、明治10(1877)年の東京府の営業馬車は210台、12年には400台を越すまでになる。そうした乗合馬車は、ほとんどが一、二台しか持たない零細業者の営業するものであり、車両も粗末なものが多く、俗に円太郎馬車、ガタクリ馬車、ガタ馬車などと呼ばれていた(齋藤, 1997: 65-70; 東京都編, 1989: 25-31)。人びとの非難が向けられたのは、こうした零細業者の手になる乗合馬車の馬への虐待に対してであった。

乗合馬車の業者は馬を購入するさい、他ではまともな使役に耐えない老馬、廃馬を安値で仕入れていた。このときの馬の値段を俗に「皮代」と呼んだが、それは、その馬が生死にかかわらずもつ価値を意味している。死馬の皮を買ったのと同じことであるから、その馬が本当に死ぬまでの間に客を乗せて牽くことができれば、そこで得られた稼ぎはそのまま全額が業者の収入となるわけである。もともとが老馬、廃馬であるために、路上で過

労と空腹のために立ち往生し、鞭打たれながら息絶える馬があとを絶たなかった（東京都編, 1989: 25-31）。明治 8（1875）年 6 月 27 日付の読売新聞には、次のような投書がある。

「……日本ばし辺へまゐりますと向ふから十二三人もお客を乗た馬車が参りますから熱く見ますればたつた二疋の瘦馬が満身汗になつて鼻息をあらくして曳てまゐりましたが御者はいさい構はずその疲れたる馬に猶も鞭を加へて無性やたらに敲きちらし追まくるゆゑ馬ハやうやう足を突張り今にも倒れやうといふ様子でヒヨロヒヨロ駆て行ましたが偕々無慈悲なことでありませんか〔中略〕たとへ畜類とてもこんな無慈悲の取扱ひをするハ文明国でハ耻べくあるまじき事だと聞きましたが日本一の東京の中央の日本ばしの辺でこんなことを見ましてハ外国人に笑はれまじやうかと残念に存じますから……」

同じような投書は、当時の新聞にしばしば見ることができる。この投書にもあるように、街頭での馬の虐待が問題視されるさいには、馬そのものの悲惨な姿に同情が向けられるのと同時に、外国人の目が意識される場合が多かった。実際に明治初期において馬の虐待が問題にされはじめたのは、外国人の指摘によるところが大きかったのであり、虐待に驚いた外国人が新聞に投書したり、政府機関にはたらきかけたりすることもまれではなかった。たとえば明治 12（1889）年 10 月 5 日付の朝野新聞には、イギリス人ブラックによる「苟モ文明ノ名アル一國ノ帝都ニ於テ斯ル残忍ナル所為アルハ実ニ國民ノ恥辱ト云フベシ」とする投書が載っている。

こうした世論に押されて、やがて政府も乗合馬車営業の取締に乗り出すようになり、明治 13（1890）年に馬車取締規則が公布され、翌年にはさらに大改正が加えられた。この規則では乗客制限や馬匹の検査義務、残酷な扱いの禁止などが定められている。また明治 22（1889）年には、おもに車体の構造制限や車掌・馭者・馬丁の資格および服装に重点をおいた、乗合馬車営業取締規則が制定公布されている。

以上が動物愛護運動の前史にあたる動きであるが、これらの動きは、明治 30 年代に本格化する愛護運動とは次の三つの点において質的に異なっている。まず第一に、訴えかける行動が散発的である点。この時期にあつては、非難の声があがるにしても個人による単発的な発言がほとんどであり、運動とよべるほどの統一性・集団性をもっていなかった。第二に、発言主体が一般の人びとである点。外国人も含まれているが、新聞への投書などで虐待をとりあげていたのは一般の人びとが多く、知識人はさほど積極的に発言してはいなかった。第三に、非難の対象となる虐待の種類が限られている点。この時点で問題とされていたのは、動物虐待一般ではなく、とくに人びとの目についていた街頭での馬の虐待に限られていた。

そうした前史にあたる動きに対して、明治30年代に立ち上がってくる動物愛護運動は、まず、動物虐待防止会という知識人階級を中心とする集団によって担われていた。そして運動のイデオログたちは、街頭での馬の虐待に限らず動物全般に対する愛護の必要性を、明確な論拠にたちながら体系だてて論じ、その議論を積極的にジャーナリズム上で展開していった。さらに彼らは政治・警察とのつながりを通じて、みずからの主張を、規制の制定や取締の実施といったかたちで具体化・実践化させていった。

これらの点で、動物虐待防止会を中心とする明治30年代の愛護運動は、まさに「社会運動」と呼ぶにふさわしい形態をとっており、それは前史にあたる動きとはまったく性質を異にするものであった。その意味で、「社会問題」としての動物虐待と、「社会運動」としての動物愛護運動とは、明治30年代にはじめて出現したということができる。

1-2 虐待の問題化

冒頭でも述べたように、明治30年代に本格化する動物愛護運動の重要な契機となったのは、明治32(1899)年に雑誌『太陽』と『中央公論』に掲載された、宗教学者の廣井辰太郎による二つの論文であった。廣井はその後も『太陽』『中央公論』などの雑誌にしばしば論文を掲載し、ジャーナリズムにおける動物愛護運動の中心的なイデオログとしての役割を果たしている。ここでは廣井の二論文とともに、『中央公論』明治35(1902)年5月号に掲載された「動物虐待防止会設立趣意書(案)」の内容を検討し、動物虐待が問題化されたさいの主要な論点のいくつかをとりだしてみたい。

論文「誰か牛馬の為に涙を濺ぐものぞ」は、雑誌『太陽』に二回に分けて掲載された。そのなかでまず重要なのは、廣井が牛馬保護の問題を、近年関心が高まりつつある労働者保護問題に並ぶような「社会問題」のひとつとして位置づけている点である。つづけて廣井は、①「牛馬酷役は人情に反す」、②「牛馬酷役は人間の品位に矛盾す」、③「牛馬酷役は社会の秩序を紊乱す」、④「牛馬酷役は経済上必ずしも利ならず」、⑤「牛馬酷役は国家の体面を汚す」という五つの点にかんして、牛馬保護の必要性を論じている。

これらのうち、現在の目からみて興味深いのは、とくに③④⑤の三つの論点である。まず③「牛馬酷役は社会の秩序を紊乱す」というのは、人間の精神・思想・感情は社会環境によって規定されるのであるから、野犬の撲殺や牛馬の酷使を日常的に目にしていると、人びとの気風が殺伐となり、社会の治安が悪化するというのである。つぎに④「牛馬酷役は経済上必ずしも利ならず」というのは、適度な休養と食物とを与えなければ、牛馬の本来の労力が発揮できず、また早死にしてしまうので、経済的にはかえって損失となるというのである。最後に⑤「牛馬酷役は国家の体面を汚す」というのは、牛馬問題を道路修理

や監獄改築といった「内地雑居準備問題」のひとつとみなし、早急に解決しなければ、文明国としての国際的評価が維持できなくなるというのである。

一方、『中央公論』に掲載された論文「動物保護論」においては、廣井は宗教学者としての面目躍如といったように、かなり学術的・抽象的な議論を展開している。そのなかでまず廣井は、社会有機体説を拡張して、社会を包含する生物界もまた一個の有機体であると述べ、そうした認識に合わせて人類の倫理思想も一新しなくてはならないと論じる。ついでキリスト教の精神から演繹される動物倫理について触れ、憐憫惻隠の情を「普遍自明にして、最も切実なる人性自然の要求」としたうえで、動物保護の理由を、「各人の品性と情操を涵養」し、「社会的生活の墮落を根治」するために必要だと述べる。また動物も「天与の生権」をもつとし、人と動物の優劣は相対的であるにすぎないと論じたうえで、動物保護の問題について「学者諸賢の真摯なる高見を耳にせんことを切望」として述べて論を終えている。

これら二論文をきっかけに、賛否両論を含めて知識人間での動物愛護問題への関心がしだいに高まってゆく。そうしたなか、廣井の幅広い呼びかけにより、明治35（1902）年4月20日の神田一ツ橋学士会での発起人会をもって、ついに動物虐待防止会が設立されるにいたった。『中央公論』明治35年5月号の「動物虐待防止会の成立」という社会評論では、会の設立の経緯が紹介されるとともに、「動物虐待防止会設立趣意書（案）」が掲載されている。

趣意書は次のような文からはじまる。「抑も動物の虐待は一個重要な人道的社会問題にして其社会各方面に及ぼす利害の深且大なる苟も人道の開発に意有り社会の公益に志有る者は一日も忽緒に附すべからざるなり」。それについて、四つの観点から動物虐待の防止の必要を説いている。第一に、動物に対する親切同情と人間に対するそれは心情において同一であるから、動物虐待防止は「人道の問題」である。第二に、動物の虐待は社会全般を知らない間に残忍な蛮行に慣れさせてしまうので、それは「教育上の問題」でもある。第三に、動物虐待は残忍殺伐の気風を養成することにより、犯罪の素因を構成するので、それは「法律上の問題」でもある。そして第四に、家畜運搬法や屠殺場の不備などにより、肉類や乳製品に悪影響を与えることがあるので、虐待の防止は「衛生上経済上農政上ハタ審美上の問題」でもある。

趣意書は次のような文で終わっている。「要するに動物の虐待は人類の品格を破るものなり文明の体面を汚すものなり国民の幸福を妨ぐるものなり社会の美観を損するものなり同士相謀て茲に本会を設立する所以のもの素より無罪可憐なる無告動物に対する一片の同情

に出ると雖又以て社会人情の根本的改善を計り之に依て健全優美高尚なる大国民の氣風を養成せんとするの意志に外ならず」。

このような趣意書は、愛護運動で主張された主要な論点を集約的に示したものとみてよいだろう。ここにいたって動物虐待の防止は、「社会問題」から「国家問題」にまで拡張されている。以前には動物虐待は、少数の人びとによって残酷だと感じられるか、あるいは外国人の目を意識することで文明国の恥だととらえられる、そのかぎりでのみ一時的に非難が向けられる問題であった。しかしいまや動物虐待問題は、人道・教育・治安・衛生・経済・審美といった諸点にかかわる、組織的・社会的に対処すべき、恒常的な「社会問題」としてとらえなおされたのだ。明治30年代における、廣井を中心とする知識人による言論活動を通じて、動物虐待は潜在的・一時的な問題から、はじめて明確な「社会問題」「国家問題」として構成されたのである。

2 動物虐待防止会

2-1 欧米の動物愛護運動

以上のような経緯をもって始まった日本の動物愛護運動の思想的な系譜と、運動団体としての動物虐待防止会の系譜は実のところ、19世紀初頭のイギリスに発生し、ヴィクトリア朝時代全体を通して大きく発展した動物愛護運動と動物虐待防止協会に求めることができる。ここではそれら愛護思想と運動の発展経緯を、英米の動物愛護運動の歴史を同時代の社会的・文化的な文脈を背景に考察したジェイムズ・ターナー『動物への配慮』を参考にしながら、概観してみたい。

動物の痛みに対する感受性、動物への同情心は、1800年代に入ってから、ヴィクトリア朝時代人たちの間で顕著にあらわれるようになった。最初に非難の対象となったのは、伝統的な民衆娯楽の牛いじめである。ロープで杭につないだ牛に特別な訓練を受けた犬をけしかけ、両者が血まみれになるまで闘うのをみて楽しむ牛いじめは、とりわけ福音主義者たちによって、残酷で野蛮な非道徳的行為として非難されるようになった。法律による動物の保護は1820年代にはじまり、まもなくそれを具体化するための団体が設立されるようになる。1822年には、「家畜の残酷で不適当な使用を禁止する」ためのマーティン法案が可決された。つづけて1824年にはアーサー・ブルームという国教会の牧師のもとに紳士の一群が集まり、動物虐待防止協会（Society for the Prevention of Cruelty to Animals）が設立された。協会の活動としては、当初は街頭での警備と告発に重点をおいていたが、やがて告発よりも教育的活動に力を入れるようになった。

1832年に急進的な会員の一大団を追放したあと、SPCAは急速に繁栄するようになる。入会者が急増し、パトロンとして貴族の男女が名を連ねるようになった。1835年にはヴィクトリア朝女王が名簿の筆頭に登場し、1840年には王立協会となることで、その名声に最高の保証が与えられる。SPCAのこうした急速な成功と広範な社会的支持は、ターナーによれば、1832年の協会の方針の変革によるものであった。反体制派をしりぞけ、穏健で上品な組織となることで協会は、富裕な上・中流階級と結びつくことを選んだのである。告発よりも教育的活動を重視するようになったのも、「密告者」という汚名を避けるためであった。

19世紀の動物保護運動において、動物の痛みという観点からもっとも大きな論争的となったのは生体解剖であった。熱心な反対運動の結果、1876年について、すべての脊椎動物を保護する動物虐待防止法が女王の裁可をえることになるのだが、この法律を成立させたことが、おそらく運動の最高の到達点であった。それ以降も続けられた急進的な反対運動は、実験医学の治療上の成果が目に見えて進歩してくるにつれて、保護運動内部でも反発を受けるようになり、最終的に急進的な反対論者たちは運動から追放されてしまう。そして急進的な生体解剖反対論が最終的には失敗したことをきっかけに、19世紀の最後の20年間には、動物保護団体の活動はめだって穏健化してゆく。論議を呼びそうな問題は避け、愛玩動物の保護や子供たちへの教育活動などに力を入れるようになったのである。

さて、以上のようなヴィクトリア朝時代における動物愛護運動の発生と衰退の過程について、ターナーは、同時代の社会的・文化的文脈から複数の要因をとりあげて説明しているのだが、それについては後に触れることにしたい。ここでおさえておくべき点は、明治30年代に発生した日本の動物愛護運動が、こうした19世紀イギリスの愛護運動をほとんど完全に模倣していたということである。日本の動物虐待防止会の中心を構成していたのは、イギリスのそれと同様に、名士や学者、教育家や政治家といった上・中流階級であった。また会の活動についても、例会を開き、機関誌を作成し、告発や取締を実践し、各種の施設を設置し、児童や一般向けに教育活動を展開するといった活動は、大部分がイギリスのそれを踏襲していたのである。

2-2 動物虐待防止会の活動

動物虐待防止会の発起人名簿には、著名な学者や名士ら56人の名前が連ねられている。学者のなかには井上哲次郎、井上円了、安部磯雄、廣井辰太郎らが含まれ、また大学や高等師範学校の校長などの教育家、何礼之らの貴族院議員、さらには教育家の辻新次や陸軍中将の福島安正など、男爵位をもつ人びともいた。会の活動としては、例会の開催、機関

誌やパンフレットの作成・配布、告発および街頭での取締の実践、法案の提出など行政へのはたらきかけ、動物のための各種施設の設置、そして懸賞論文や演説会・講習会といった、児童や一般向けの教育活動などが行われていた。

まず例会については、毎回神田一ツ橋学士会で開催され、その様子はしばしば新聞紙上で紹介されていた。たとえば明治41（1908）年3月16日付の読売新聞には、次のような記事がある。「昨日午後六時より神田一ツ橋学士会にて開会、晚餐後根本正氏水戸の旧制を引証し動物愛護の道の今の昔に劣るものあるを慨して公衆の反省を望み更に禁酒問題に対して所見を述べ次に宮田修氏宮崎県にて駄馬の虐待を見たる経験より同県に於ける交通機関の完備の必要を説きその他二三氏の談話あり九時閉会す」。

広報活動としては、『あはれみ』と題する機関誌を発刊し、その他、勧誘書やパンフレットなども必要に応じて発行した。また街頭での活動としては、警察と協力して乗合馬車や荷車の取締をおこない、過重搭載や牛馬の過酷な取扱いを発見すると注意・警告を与えた。さらに防止会では、動物保護にかんする法案を議会に提出したり、新たな規制を求めるなど、行政へのはたらきかけも積極的におこなった。著名な知識人や名士たちによる提言には警察行政も真剣に耳を傾けたようであり、実際に防止会のはたらきかけによって、新たな規制の制定や規則の改正が実施されることもあった。たとえば明治44（1911）年には飼犬の戸外での口網装着義務が廃止されるが、それはもともと動物愛護会（明治41年から改称）の建議によるものであった（『読売新聞』明44・9・15）。

虐待防止会によって設置された動物のための施設としては、まず動物給水所があげられる。それは、もともとは日露戦役で犠牲になった馬匹のために記念碑を建設しようという計画であったのが、馬そのものには意義がないとの意見から、外国に例のある動物給水所を各所に設けることとなったのである（『読売新聞』明39・3・8）。そのほか、家畜の死体の埋葬場がないという声にこたえて、雑司ヶ谷に埋葬場が設けられたりもした（『読売新聞』明43・3・16）。

教育活動としては、児童向けに懸賞論文の募集が実施された。たとえば明治37（1904）年1月18日付の読売新聞には、「小学児童懸賞文募集」と題して、次のような記事が掲載されている。「動物虐待防止会ハ今回懸賞文題二つを出し一ハ高等科児童（文題、人と動物）一ハ尋常科児童（子供ととんぼ）に作らしむるを期し賞を十等に分ち賞を受けたる文ハ総て同会機関雑誌『あはれみ』に掲載すべしと」。児童向けの教育活動としてはまた、「少年動物愛護会」という催しも開催されている（『読売新聞』明43・12・19）。

以上のような動物虐待防止会の活動は、しばしば新聞紙上で紹介され、また街頭での取締活動が目に見えることによって、一般の人びとにもある程度認知されていたようである。

たとえば明治 39 (1906) 年 2 月 5 日付の万朝報には、「動物虐待防止会は牛馬鶏豚等の虐待禁遏につき、毎月例会を開きて研究中なるは読者の熟知せらるゝ処なるが……」とある。また、明治 43 (1910) 年 3 月 27 日付の読売新聞には、横浜動物虐待防止会が実施した懸賞論文の優等作品「動物の取扱に就て」の全文が掲載されているが、そのなかに次のような箇所がある。「[馬丁が] 馬に山の如く重き荷物を牽かせ、坂の所へ着かかると盛に鞭うつて居るは、紅葉坂、地藏坂等に於て屢々見る所である。時々、防止会委員の意見さるるを見て、気持がよいのみならず、……」。

先にも指摘したように、以上のような動物虐待防止会の性格と活動とは、ほとんどヴィクトリア朝時代のイギリスにおける運動を踏襲していた。しかしながら、明治 30 年代以降の動物愛護運動の盛り上がりは、たんに思想と運動が外部から輸入されたということだけでは説明がつかない。なぜこの時期に、動物愛護思想は一定の知識人たちに真剣に受け入れられたのか。また、なぜ名士や教育家、政治家ら、上・中流階級の人びとが運動に賛同し、動物虐待防止会の広範な活動を現実担っていったのか。そうした受容と活性化をうながした社会的な力は、思想と運動の系譜をさかのぼっただけでは明らかににはならない。それを解明するには、歴史的な「起源」ではなく、同時代における社会的な＜起源＞が求められなければならないのである。

3 動物の苦痛の発見

3-1 同時代的文脈

冒頭で示唆したように、動物愛護という「問題」の出現を理解する鍵は二つある。ひとつは、貧民問題や工場労働者問題といった他の社会問題の発生との同時性であり、もうひとつは、動物愛護運動をになっていた階級である。

明治 30 年代は、貧民や工場労働者のおかれている劣悪な生活条件がジャーナリズムで報じられ、社会的な関心が急速に高まっていく時期であった。まず貧民問題についてみると、横山源之助による画期的な著作『日本之下層社会』が刊行されたのが、明治 32 (1899) 年である。それまでも「貧民窟」のルポルタージュはしばしば新聞紙上などに書かれていたが、記事にみられる「探検」や「踏査」の文字からも分かるように、そこでは下層社会は驚きや恐れのある態度をもって、書き手の属する社会とは異質な外部として描かれていた。ところが横山は下層社会を異質な外部としてではなく、はじめて一般社会との関連で位置づけた。いいかえれば、横山ははじめて貧民問題を科学的な視点から分析・対処すべき「社会問題」としてとらえなおしたのである (中川, 1994: 293-7)。

工場労働者問題についても、この時期に重要な調査がおこなわれている。明治36(1903)年に作成された、農商務省商工局による各種工場の調査記録『職事情』である。この調査は工場労働の弊害が目立ってきた明治30年代初期に、政府が規制法案提出のための予備調査として行ったものであり、経営者や事務員、女工をふくむ職工たちに面接をし、その証言を記録することで、工場労働の実態を把握しようとしている。この調査においては、その目的からしても明らかに、工場労働者問題は「社会問題」としてとらえられている(紀田, 2000: 224-6)。

同時期の社会問題として、さらに、田中正造が中心になって取りくんだ足尾鉍毒問題もあげることができるだろう。当初はおもに、古河鉍業の欺瞞的な態度や政府との癒着、被害民の資産や収入の減少を問題にしていた田中は、明治29(1896)年の渡良瀬川の大洪水を契機に、人びとの生命が踏みにじられている点に問題の本質があると考えようになった。鉍毒問題はたんなる利害・損害の問題をこえて、人権・人道の問題として認識されるようになるのである(鹿野, 1999: 149-53)。

以上のような複数の「社会問題」が、明治30年代に一挙に浮上してきたことは、非常に興味深い事態だといえる。こうした「社会問題」の同時的発生は、人びとが問題を認識する仕方に注目するなら、「他者の苦痛への配慮」という新しい社会的まなざしの誕生と呼ぶことができるだろう。特定の社会的条件のもとで特定の人びとに与えられている不当な苦痛への共感、同情、憤り——ひとことでいえば、人道主義的な感受性が、この時期に急激に人びとの間に深化したのである。

感受性の深まりという表現はしかし、誤解を招きやすいように思われる。そうした感受性が歴史を通じて普遍的に存在し、それが時代ごとに増減するという印象を与えるからである。このような誤解を避けるため、この「他者の苦痛への配慮」という新しいまなざしは、感受性というよりもむしろ、社会的な制度としてとらえられなければならない。それは人間に本来的に備わっているものではなく、ある時点で社会的に構成されたもの、歴史性をもつものとして把握されるべきである。そうした観点からすれば、人びとが以前には「他者の苦痛」にそれほど敏感ではなかったということは、注意力や想像力の不足を意味するのではなく、たんに、そうした苦痛が問題となる制度のうちにいなかったということの意味するのにすぎない。「他者の苦痛」はそこにあったけれども気づかれなかったというわけではなく、それは、新しいまなざしの制度のもとではじめて「発見」されたのである。

このようなまなざしの制度は、ある種の物質的な形式に支えられたかたちで成立するものと考えられる。具体的にいえばそれはひとつには、特定の言説形式の登場と普及を不可欠の前提とするだろう。たとえば、トマス・W・ラカーは論文「身体・細部描写・人道主

義的物語」において、18世紀から19世紀初頭にかけての欧米での人道主義の発達は、身体の詳細描写に重点をおく新しい語り（ナラティヴ）の形式の出現に大きく依存していたと主張している。ラカーは、「どのような条件のもとで、気を配るべき対象としての他者について我々は語ることができるのだろうか」という問いを立てたうえで、「人道主義を思考することを可能にする形式」としての語りの形式に着目し、写実小説・検屍報告・臨床報告・社会調査といった18世紀に登場する一連の新しい経験主義的な語りの形式のうちに、身体の詳細描写を重視するという共通した特徴がみられることを指摘する（ラカー、2000: 303）。ラカーによれば、そうした身体の詳細な記述は「人道主義的な感受性の共通の基盤」として機能していたのだという（ラカー、2000: 277）。

明治期日本における人道主義の発達についても、ラカーが指摘したのと同様の言説形式の出現と普及の過程をあとづけることができるかもしれないが、それを具体的に例証することは本稿の範囲ではない。重要なのは、まなざしの制度とは、真空状態に突如あらわれるようなもの、自由に構築することができるものではなく、何らかの物質的な形式に限定されたものとしてはじめて存立しようということである。このことはまた、人道主義がたんなるイデオロギーの問題ではないことを示唆している。「他者の苦痛」が「発見」されるものだといっても、それはけっして空虚な観念や想像上の産物だというわけではなく、物質性に支えられているかぎり、それはまったく現実的な対象であるというほかない。「他者の苦痛」はあくまでも切迫した現実性をもつ対象として、新しいまなざしの制度のもとに立ちあらわれてきたのである。

さて、明治30年代における複数の社会問題の同時的発生を、以上でみてきたような「他者の苦痛への配慮」という新しいまなざしの制度という観点から考えるなら、動物の苦痛という「問題」もまた、そうした同時代的に成立していた新しいまなざしの制度のもとではじめて「発見」されたのだということができる。以前にはときおり非難されるにすぎなかった動物虐待が、明治30年代に突如「社会問題」として大きく浮上したことは、明治の開化を迎えて人びとの感受性がしだいに強まり、ついに動物虐待を社会的な問題としてとりあげるにいたった、というような連続的・漸進的な過程の結果ではない。それはむしろひとつの断絶の結果であり、「他者の苦痛への配慮」という新しいまなざしの制度が明治30年代において同時代的に成立したこと、このまなざしの断絶こそが、動物の苦痛という「問題」を人びとに見出させたのである。

しかしながら、このように動物愛護という「問題」の出現を、その他の「社会問題」との同時的発生という社会的文脈のなかでとらえてみたところで、なお疑問は残る。常識的な感覚からすれば、貧民や工場労働者の問題の方がはるかに重要であるにもかかわらず、

なぜ動物の愛護が、それらとまったく同時期に問題とされたのかという疑問である。人間の問題が優先的に解決されたのちに、動物の問題へと関心が向かうという順序ではなく、ふたつの問題が同時に発生したのはなぜなのか——。その疑問を解く鍵は、先に述べたように、運動をになっていた階級にある。

3-2 動物愛護の社会的＜起源＞

明治30年代における動物愛護という「問題」の発生を階級という観点から説明するにあたって、有力な助けとなるのは、19世紀イギリスにおける動物愛護運動の出現をめぐるターナーによる説明である。なぜイギリスでは19世紀に入って急に、動物への同情心が強まったのか。なぜ突然、人びとの動物の痛みへの感受性が高まったのか。ターナーはこのような問題について、同時代の社会的・文化的文脈から、複数の要因をとりだしてみせる。

まず大きくは、急速な都市化・工業化による、人びとの規律意識と自然観の変化があげられる。19世紀初頭に牛いじめが批判されたのは、ターナーによれば、それにつきものであった酒と賭博の乱痴気騒ぎが、近代的な工場労働に必要な規律を乱す恐れがあったからである。牛いじめをめぐる論争はその意味で、伝統的な農業社会と近代的な工業社会という、二つの異なる社会観の間のせめぎ合いであった。そしてまた、工業社会の規律意識が人びとの間に浸透する一方で、田園からはなれた都市的生活のなかでロマン主義的な自然観が生じ、牛・豚・羊・馬といった農場動物にノスタルジ的な愛着をおぼえるようになったことも、動物愛護をうながしたひとつの要因となっていた。

つぎに、ダーウィニズムに代表される科学知識によって、人間と動物との連続性が認識されたことも重要であった。それは一方で動物に同情をよせる大きな理由になると同時に、ひとつの不安も引き起こしていた。すなわち、人間の内部の獣性、動物的な衝動に対する不安である。ヴィクトリア朝的な感性にとって、人間が動物的な衝動を内に抱えているという認識は耐えがたいものであった。そうした人間の内部にある原始的な衝動をうちけすには、教化によって残酷な性質をとりのぞき、同情心・共感・愛といった美德を育てなければならない。動物虐待の防止は、そのための重要な矯正・教育手段とみなされたのである。

さて、以上のように複数の要因を提示しながらも、ターナーがもっとも強調しているのは、人道主義的な感受性をめぐるひとつのジレンマである。

急速な都市化・工業化により、19世紀イギリスにおいても、貧民問題や工場問題をはじめとするさまざまな社会問題が噴出していた。そうした社会問題の出現をうけて、人道主義的な改革運動が大きな広がりを見せ、改革はやがて盲啞教育、精神病者の治療、公衆衛

生改善策、奴隷制廃止運動などにまでおよぶようになっていた。ところが、改革が社会秩序を危険にさらすようにみえる段階まで到達すると、上・中流階級の因習的な考えの人びとは恐れを抱くようになった。彼らにとっては、子供の救済ですら、伝統的な家族の規範を崩してしまうように思われた。ましてや数百万の貧民や工場労働者たちを根本的に助けるなら、社会・経済構造全体が転覆してしまいかねないと危惧されたのである。そこにいたって、「思いやりの感情は、因習とイデオロギーと利害関係の壁でせき止められた」（ターナー、1994: 64）。

そのとき、上・中流階級の人びとにとって、ただひとつ受容可能な慈悲の対象として浮かびあがったのが、苦しむ動物である。動物への思いやりは、社会的な規範や構造にはいっさい手を触れないまま、人道的な感受性を満足させることができた。「人道的な衝動の唯一の安全なはけ口とまでは言えないけれども、他に替わるものがほとんどなかったとき、動物保護は確かに魅力的なはけ口を提供したのである」（ターナー、1994: 65）。

以上のようなターナーによる説明には、さきほど触れたような「まなざしの制度」という観点からすれば、一定の批判をくわえておく必要があるだろう。というのも、ターナーは「人道主義的感受性」を、何らかの歴史的に普遍的な実体としてとらえているからである。「他者の苦痛」という「問題」をまなざしの制度の産物とみなすなら、「感受性」を「はけ口」を必要とする実体的な「衝動」としてモデル化することは不適当だといえる。さらにいえば、人道主義そのものがまなざしの制度によって支えられているのであるから、動物愛護への情熱は「本来なら」貧民や工場労働者に向けられるはずのものだった、とするターナーの把握は、それじたいがまなざしの制度にとらわれた転倒した理解であるといわねばならない。

こうした一定の批判をふまえたうえで、ターナーが示したジレンマをより社会学的に洗練したかたちで言い直すなら、次のようになるだろう。「他者の苦痛への配慮」というまなざしの制度のもとで、貧民や工場労働者たちの窮状が人道的な問題としてクローズアップされてきた同時代の状況にあって、上・中流階級の人びとは一方において、理念的卓越性を誇示するため、博愛主義・人道主義を実践してみせる必要があった。ところが同時に、みずからの階級が下層階級の搾取のうえに成立している以上、彼らは社会構造・階級構造をそのままに温存しておく必要があった。そうした二つの矛盾する階級的必要性を解決・調整する方策として、動物の苦痛が「発見」されたのである。

ターナーによるこの最後の説明は、19世紀イギリスだけではなく、明治30年代の日本における動物愛護という「問題」の発生についてもうまくあてはまる。貧民問題や工場問題をはじめとする、複数の「社会問題」が同時代的に一斉に浮上してきた時期にあって、

上・中流階級の人びとは、博愛主義・人道主義を实践してみせる必要に駆られていた。なかには階級的な立場をこえて、貧民や工場労働者たちを救済しようと積極的に運動に参加していく者もいたが、多くの人びとにとっては、あるいは少なくとも階級的な無意識というレベルでは、社会構造・階級構造を変革するまでの実践は回避すべきだと考えられていた。

そのとき、そうした二つの矛盾する階級的必要性を一挙に解消することができる、いわば無害な攻撃目標として注目されたのが、虐待される動物であった。動物ならば、いくら救済したところで、社会構造・階級構造が危険にさらされる心配はない。しかも虐待をおこなっているとされたのは下層階級の馭者たちであったので、彼らを非難することにより、みずからの階級の負い目——というのも、貧民問題や工場問題において非難されるべきは明らかに上・中流階級の人びとであったのだから——を隠蔽することができる。それどころかさらに、「残酷」で「危険」な下層階級を対象に、動物愛護という主題を通して社会教育をほどこすことにより、社会構造・階級構造のさらなる安定化をももくろむことができたのである。

以上の議論を結論的にまとめると、次のようになる。すなわち、「他者の苦痛への配慮」という新しいまなざしの誕生により、複数の「社会問題」が一斉に出現してきた同時代的な状況にあつて、上・中流階級の階級的無意識が動物の苦痛を「発見」し、博愛主義・人道主義の対象を人間から動物へとおきかえようとした——。このような力学こそが、動物愛護運動を受容・活性化させた社会的な力であり、動物愛護という「問題」を産みだした社会的＜起源＞であり、また、明治30年代において人間の問題と動物の問題とが「同時」に発生したことの理由であった。

おわりに

さきほどターナーによる説明は、日本の明治30年代における動物愛護という「問題」の出現についてもあてはまると述べた。だが、むしろ日本の事例においてこそ、この説明は動物愛護の社会的な＜起源＞を明確に言いあてることができるといつてよい。というのも、イギリスにおいては、人道主義的な改革と動物保護運動とは、ひとつの世紀をかけてゆっくりと展開していったのに対し、日本においては、明治30年代という10年間のあいだに急激かつ縮約的に展開したため、二つの問題の発生の同時性がより顕著にあらわれているからである。

かつて柄谷行人は、日本近代文学における「風景の発見」を論じたさいに、日本の「文

学史」でいわれるロマン主義と自然主義の「混乱」について、次のように述べている。「西洋の「文学史」を規範とするかぎり、それは短期間に西洋文学をとりいれた明治日本における混乱の姿でしかないが、むしろここに、西洋においては長期にわたったために、線的な順序のなかに隠蔽されてしまっている転倒の性質、むしろ西洋に固有の転倒の性質を明るみに出す鍵がある」（柄谷, 1980: 36）。柄谷のいう「転倒」とは、それ自体で意味をになう「風景」や、表現の向こう側に「内面」があるとするとならえ方は、特定の認識論的布置においてのみ可能となるにもかかわらず、その認識の歴史性が忘却されてしまうことを指している。ここで柄谷にならって、保護すべき動物の苦痛——より根底的には、人間をも含めた「他者の苦痛」——という「問題」の発生（とその起源の忘却）をひとつの「転倒」とみるならば、その「転倒」は、もともとは19世紀イギリスで生じた事態であるにもかかわらず、むしろ日本における動物愛護運動の出現の経緯をみることにより、いっそう凝縮された明確なかたちで見出すことができるといえる。

最後に、本稿の議論と現在の動物愛護運動との関連について述べておきたい。動物愛護運動はむしろ戦後になって大きく発展し、近年には「動物の権利」という概念のもとに、ますます広範な保護の必要性を訴えているが、本稿の議論は、もちろん直接的にそうした現在の動物愛護運動を批判しようとするものではない。現在の愛護運動は特権階級だけに支持されているわけではなく、また問題となる虐待の種類も以前とは異なっているのであるから、その運動を活性化させている力を階級という観点だけから説明することは到底できない。

とはいえ、本稿の議論の射程は、過去の動物愛護運動だけに限定されるというわけでもない。むしろここで明らかになったことがらは、「社会問題」全般についての示唆、あるいは社会学的教訓としてとらえたほうが応用可能性が広がるだろう。その教訓とはつまり、何かが「問題」とされるとき、そこには問題を「問題」として構築する複数の社会的な力ははたらいており、それによって別の問題が隠されているかもしれないということである。しかしながらそれと同時に、イデオロギー的な「歪曲」をまねがれたところに「本来の問題」があると考えれば、そうした把握もまた、より根底的な「まなざしの制度」の自明性という陥穽にとらわれたものである、ということに注意しなければならない。

引用・参考文献

柄谷行人『日本近代文学の起源』講談社, 1980.

紀田順一郎『東京の下層社会』筑摩書房, 2000.

齋藤俊彦『くるまたちの社会史』中央公論社, 1997.

鹿野政直『近代日本思想案内』岩波書店, 1999.

ターナー, ジェイムズ『動物への配慮』斎藤九一訳, 法政大学出版局, 1994.

東京都『東京馬車鉄道』東京都, 1989.

中川清編『明治東京下層生活誌』岩波書店, 1994.

ラカー, トマス・W「身体・細部描写・人道主義的物語」リン・ハント編『文化の新しい歴史学』筒井清忠訳, 岩波書店, 2000.

動物愛護関連の雑誌記事（明治 30 年代）

『中央公論』	明治 32 年12 月	廣井辰太郎	社論「動物保護論」
	34 年 9 月	無署名	評論「工場取締規程と牛馬虐待取締」
	35 年 5 月	無署名	評論「動物虐待防止会の成立」
	35 年 9 月	廣井辰太郎	公論「動物虐待防止会に対する誤解に就て」
	36 年 2 月	本田増次郎	公論「動物に対する欧州思想の変遷」
	36 年 3 月	「東朝」記者	思潮「動物虐待の悪弊」
	37 年 4 月	三宅雄次郎	公論「動物虐待防止と動物改良」
	37 年 4 月	無署名	評論「動物虐待防止会とは何ぞ」
『太陽』	明治 32 年17 号	廣井辰太郎	「誰か牛馬の為に涙を濺ぐものそ（上）」
	32 年18 号	廣井辰太郎	「誰か牛馬の為に涙を濺ぐ者そ（承前）」
	32 年21 号	宋襄生	時事評論 記者と読者「牛馬虐待に就きて」
	32 年22 号	廣井生	時事評論 記者と読者「宋襄生君の質問に答ふ」
	32 年23 号	宋襄生	時事評論 記者と読者「再び牛馬虐待問題に関して（廣井君に問ふ）」
	32 年24 号	廣井辰太郎	時事評論 記者と読者「再び動物虐待廃止に就て（宋襄生君に答ふ）」
	34 年 9 号	瀧山学人	宗教時評「動物保護と宗教家」
	35 年 4 号	瀧山学人	宗教時評「動物虐待防止会」
	35 年11 号	宇木素絢	実業世界「動物虐待防止会」
	35 年15 号	宇木素絢	実業世界「家畜虐待の禁止」

（ちかもり たかあき・博士後期課程）

The “Origin” of the Movement to Prevent Cruelty to Animals: Consideration for Pain and the Anti-Cruelty Movement in *Meiji* Era Japan

Takaaki CHIKAMORI

This article deals with the animal anti-cruelty movement in *Meiji* era Japan. Since the first years of the era, some people noticed rampant cruelties towards working horses on the street. The movement to prevent such cruelties began in 1899 with an article which appeared in a popular magazine *Taiyou*(The Sun) by Tatsutaro Hiroi, a scholar of religion. Since then he eagerly engaged himself in journalism to admonish and call on people to prevent cruelty to animals. Finally he founded the Society for the Prevention of Cruelty to Animals in 1902.

What makes us curious is the fact that around the year 1900 a lot of other social problems occurred and drew public attention such as problems of poverty and suffering of factory laborers. We can describe the situation around the time as this: a (socially constructed) gaze which notices “pain and suffering of others” has spread among Japanese society. But then a question occurs to us. Why was the problem of animals raised at the same time as the problem of workers was raised? Usually people would think that problems concerning human beings have to be solved at first and only then the problem of animals, but why were the course of the facts not this way? The clue to answer this question is the social class to which those who joined in the animal anti-cruelty movement belonged: they were almost all from the upper class.

A possible interpretation is as follows: on the one hand, the upper class people internalized the gaze directed to “pain and suffering of others” and noticed the problems of poverty and suffering of workers, but on the other hand, they couldn't make an overall reformation of the social structure because of their class interest. To solve this dilemma, the suffering animals on the street were focused on and the upper class people (unconsciously) tried to concentrate public attention on the problem of animals. The pain and suffering of animals were, as it were, discovered as a safe target of humanity.